



## 安積の歴史シリーズ



### 第22回 近世 火災と消火方法

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会  
委員



#### はかいしょうか 破壊消火とは

江戸は火災が多く「火事と喧嘩は江戸の華」と言われていた。火災の対策として大名火消・町火消等が組織されていた。その消火方法は破壊消火とされている。破壊消火とは、屋根を剥ぎ取って焰を上にあげ、四方から押しつぶしたり、風下の家を長鳶・掛矢・大綱・大鋸などでこわして、延焼を防ぐ消火方法である。<sup>(1)</sup> この破壊消火が江戸時代の消火方法とするのが定説となっている。

しかし、手の施しようがないほど燃えている家は壊して消火するとしても、燃えていない家まで壊すのであろうか。郡山に遺されている資料(古文書)には、燃えていない家を壊して消火したと記載するものは見られない。

では、どのような方法で消火し、延焼を防いでいたのであろうか。

#### 郡山の三大火災

郡山上町で起きた火災は、明和4年(1767)から慶応4年(1868)までの101年間に28件起きている。これは上町だけであり、下町を含めると件数は増えると見られる。このうち、寛政11年(1799)、文化4年(1807)、天保2年(1831)の

火災が三大火災と言われている。

寛政11年3月16日は、郡山上町の丑右衛門宅と喜惣次宅の間より火災が発生した。火災は夜子刻(午前0時)頃に出火し、卯刻(午前6時)頃に鎮火したが、西風が激しく、代官屋敷3軒、足軽屋敷12軒・本陣1軒をはじめ、家数396軒・土蔵30棟、番所14カ所・堂1カ所が焼失する大火となった。<sup>(2)</sup>

文化4年3月21日の昼9つ時(午後0時)頃に、郡山上町(茶屋町)より火災が発生した。火災は申刻(午後4時)頃に鎮火したが、風が烈しく、家数570軒・番所8カ所・土蔵48棟・郷蔵21棟・夫食蔵2棟・稗蔵3棟・本陣2軒・問屋場1軒・馬屋57棟が類焼した。<sup>(2)</sup>

天保2年2月8日の火災は、郡山組・大槻組の代官屋敷、郡山組・大槻組の郷蔵、足軽小頭宅等をはじめ、郡山町の主屋99軒・別家25軒・番所2カ所・土蔵118棟・座敷18軒・塗家1軒・馬屋1棟・糶室1棟・木小屋1棟・物置稲屋18棟・粃蔵1棟・雪隠60棟が類焼する大火であった。<sup>(3)</sup>

#### 火元人は寺院に駆け込む

火災が起きると、焼失した家数や道具・米穀の

数、出火の原因、消火に駆け付けた村名と人数、自火か付火か等を調べ藩に報告する。藩役人は、火元人と家族、奉公人や五人組の者まで調べ、特に自火か付火か、疑わしいことは無かったか、不審者を見なかったかなど厳しく調べ、大部分は自火であると答えている。

火災を起こすと火元人は寺院に駆け込むのである。駆け込むとは「禊<sup>つしむ</sup>」ことで、自ら寺院に入り反省していることを示すのである。火元人が寺に駆け込むと、寺の僧侶は何度も代官所に火元人の赦免を願い出て、5～6日程で許すのである。

文化4年3月31日に火災を起こした長左衛門は如法寺に駆け込んだ。文化7年と文政元年に火災を起こした喜伝治は、2回とも如法寺に駆け込んだ。郡山村では、如法寺・善導寺・浄蔵院等が駆け込寺となっている。多くは菩提寺に駆け込んでいた。守山藩は駆け込寺制度があることで知られている。火災だけでなく、欠落や年貢の遅納、伊勢の逃参<sup>にげまい</sup>り、喧嘩口論等の軽犯罪を犯した者の駆け込みを認めていた。二本松藩では火災の場合だけに限り駆け込みを認めていた。

### 広域的な消防体制

火災が発生すると、領内の村々から、村役人が大勢の火消人足を連れて駆け付け消火にあたった。領内の村々だけでなく、隣藩の村々からも消火に駆け付けている。

火消人足は、現在の消防隊のように特別組織されているのではなく一般の農民である。火事と聞くやいなや、鋤等の農具を捨てて消火に駆け付けるのである。

天明5年(1785)2月22日、三春藩の城下町である八幡町より火災が発生し町が全焼した。さらに荒町・日向町・北町に飛火し、三春の御城・大手門・土蔵等が焼失した。三春城下の火災には、守山藩領の三城目・芹沢・北小泉・南小泉・木村・山田・根木屋・舞木村の農民も駆け付け消火にあたった。<sup>(4)</sup>

文政4年(1821)1月10日、郡山上町の横田藤左衛門の女房が、木小屋で煙草の火を落とし火災

となった。隣の山口忠左衛門と横田彦左衛門の土蔵雨覆<sup>あまおおい</sup>を焼いただけで消し止めた。<sup>(5)</sup> 消火に村内や近村から駆け付けたが、守山藩領の北小泉・南小泉・阿久津・安原・下行合・上行合・横川村から102人が消火に駆け付けた。人数は記載されていないが、守山町・山中村からも駆け付けた。<sup>(5)</sup>

文政6年(1823)4月13日は、郡山上町孫介の鍛冶炉の火が藁や薪に燃え移り火災となった。<sup>(6)</sup> 孫介の木小屋、横田市郎治・さきの裏屋が全焼し、平右衛門の土蔵3棟の雨覆が半焼した。消火には、郡山上町と下町から51人、久保田村から9人、小原田・横塚村から3人ずつ、他に守山藩領の下行合村から16人、北小泉・阿久津・安原村から11人ずつ、舞木・横川村から6人ずつの126人が駆け付けた。<sup>(6)</sup>

文政6年12月28日の火災は、郡山上町の義八が、自宅向の畑に積んでいた馬草藁<sup>きせる</sup>に煙管の火を落としたのが出火の原因であった。<sup>(7)</sup> 町内の者共が駆け付け水をかけたが、大風のため隣家に燃え移り、仁介・福松・弥一・又市・久米蔵・万吉・浄蔵院の主屋・隠居・馬屋・稲屋・木小屋・雪隠が類焼した。<sup>(7)</sup> 消火には町内の者の他に、守山藩領の下行合・上行合・安原・南小泉・阿久津・蒲倉・横川・白岩・上舞木9カ村の村役人が、168人の火消人足を連れて駆け付けた。<sup>(7)</sup>

天保2年2月8日の火災は前述のとおり三大火災のひとつに挙げられるが、郡山の町内や近村をはじめ、守山藩領の南小泉村等20カ村から690人、長沼藩領十貫内村から10人、三春藩領の赤沼・南高倉村から40人の合計740人が駆け付け消火にあたった。<sup>(8)</sup> 二本松藩領の村々だけでなく、守山藩・長沼藩・三春藩の村々からも火消人足が駆け付けて消火にあたったのである。

隣藩から消火に駆け付けることは、すでに享保12年(1727)頃には行われている。同年12月6日に守山藩領大善寺村の与一兵衛宅が火災のおり、二本松藩領である小原田村から村役人が人足40人を引連れて駆け付けている。<sup>(9)</sup> 享保年間には隣藩からも駆け付けて消火にあたる広域的な消火体制が形成されていたのである。

## 消火方法

文政元年（1818）10月15日に、郡山上町喜伝次の稲屋が燃える火災が発生した。稲屋を1棟焼しただけで消し止めた。<sup>10)</sup> 消火の方法は、駈け付けた人足のうち、21人が東隣家の屋根に登り、11人は南の屋根に、10人は北の屋根に、12人は西の屋根に登り、19人は水の世話をした。<sup>11)</sup> 人足達は東西南北四方の隣家の屋根に登り類焼を防ぐ一方、稲屋に水をかけて消火したのである。

隣の家の屋根に登りどのような方法で消火していたのであろうか。守山藩領村々の場合を例にあげると、次のようである。

享保12年11月22日夜9つ時（午前0時）に守山町の源内宅より火災が発生した。源内宅1軒だけで消火した。源内宅は守山藩陣屋の隣であった。そのため、陣屋では御金箱・諸帳面や書類を運び出した。幸い風がなかったので陣屋には類焼しなかった。<sup>12)</sup>

陣屋には守山の村役人や取次役をはじめ、山中・岩作・正直・御代田・木賊田・小川・金沢・手代木村から火消人足が駈け付け消火にあたった。

人足達を陣屋の屋根に登らせて飛火を防がせた。<sup>13)</sup> 屋根は萱葺きで燃えやすいため、人足達は屋根に登り、飛んで来る火の粉を追い払い、屋根に落ちた火の粉を揉み消したり、踏み消したりして類焼を防いだのである。

享保15年（1739）3月26日夜6つ半時（午後7時）、大供村友山宅が火災となった。小屋が燃えているのを近所の者が見付け火の粉を踏み消した。主屋に火が移るやいなや、岩作・守山村より駈け付けた人足達が、屋根に登り揉み消した。そのため、友山の主屋は屋根の萱が少し燃えただけで消し止めた。<sup>14)</sup>

寛保3年（1743）4月27日夜4つ半（午後11時）頃、山中村八郎兵衛宅より出火し、家3軒・馬屋3棟・米計屋が類焼した。消火には守山村はじめ、御代田・金屋・下行合等11カ村から435人が駈け付け消火にあたった。<sup>15)</sup> 守山村が最も早く駈け付けた。守山村の人足達は屋根に登り、火の粉を追い払い、火の粉を揉み消し、下に落ちた火

の粉を踏み消したのである。<sup>11)</sup>

守山陣屋では、享保12年12月21日に、消火に駈け付けても棒や鉋では消火にならないので、来年の夏までに水籠を用意し持たせるよう触れている。<sup>12)</sup> 寛保3年4月27日にも、人足達は棒を持って来るので、水ざる（籠）や団扇を用意しておき、消火にあたるよう触れている。<sup>13)</sup> 手で揉み消すより棒で叩いて消す方が効果的なのであろう。寛政4年（1792）4月15日には、人足ばかり駈け付けても火事場の働きにならないので、梯子・水籠・団扇を持って来るよう触れている。<sup>14)</sup> 藩では水籠を持って来るよう度々命じているが、人足達は火の粉を揉み消したり踏み消したりするため何も持って来ないのである。

江戸時代の消火方法は、破壊消火が定説になっている。しかし、家を壊して消火するのではなく、人足達が屋根に登り火の粉を追い払い、屋根や地面に落ちた火の粉を揉み消し、踏み消し、棒で叩いて延焼を防いでいたのである。そのため、大勢の火消人足が必要であった。同じ藩内の村々だけでなく、隣藩の村々からも消火に駈け付けるなど、広域的な消防体制がすでに享保年間には形成されていたのである。

## 註

- (1) 吉川弘文館『国史大事典』11
- (2) 『二本松市史』5 498頁、472頁、539頁
- (3) 今泉家文書支配261
- (4) 天明5年「守山藩御用留帳」（郡山市歴史資料館所蔵）
- (5) 郡山市歴史資料館所蔵今泉家文書支配202・203
- (6) 今泉家文書支配213
- (7) 今泉家文書村273
- (8) 註3
- (9) 享保12年「守山藩御用留帳」
- (10) 今泉家文書村226、支配177・174・176
- (11) 享保12年「守山藩御用留帳」、享保15年「守山藩御用留帳」、寛保3年「守山藩御用留帳」
- (12) 享保12年「守山藩御用留帳」、寛保3年「守山藩御用留帳」、寛政4年「守山藩御用留帳」